

1 富谷市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富谷市地域福祉計画の策定及び変更その他地域福祉の推進に関する事項を調査審議するため、富谷市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉及び保健団体の代表者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 富谷市地域福祉計画推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 富谷市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び変更等に関しては、富谷市地域福祉計画推進協議会条例（平成31年富谷市条例第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 富谷市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関する事項について審議すること。
- (2) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他福祉計画推進のため必要と認められる事項

(意見の聴取)

第3条 協議会の会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 推進協議会の庶務は、保健福祉部長寿福祉課において処理する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

3 富谷市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略)

	区 分	所属・役職	令和元年度	令和2年度
			氏 名	氏 名
◎	1号 学識経験者	東北大学大学院歯学研究科 教授	小 坂 健	小 坂 健
○	1号 学識経験者	東北文化学園大学医療福祉学部 学部長	豊 田 正 利	豊 田 正 利
	1号 学識経験者	宮城県仙台保健福祉事務所 黒川支所長	高 橋 あつ子	佐 藤 きえ子
	1号 学識経験者	富谷市教育委員 教育長職務代理者	高 橋 健 藏	高 橋 健 藏
	2号 福祉保健団体	富谷市社会福祉協議会 会長	草 野 昭 徳	草 野 昭 徳
	2号 福祉保健団体	富谷市民生委員児童委員協議会 南部地区会長	大 和 道 功	大 和 道 功
	2号 福祉保健団体	特別養護老人ホーム 杜の風 施設長	杉 本 綾 子	杉 本 綾 子
	2号 福祉保健団体	子ども発達センターあかいしの森 センター長	山 田 裕 子	山 田 裕 子
	2号 福祉保健団体	富谷市自立相談支援センター 所長	佐 藤 貴 子	佐 藤 貴 子
	2号 福祉保健団体	宮城県手をつなぐ育成会	長 谷 川 孝 子	長 谷 川 孝 子
	3号 地域団体関係	富谷市行政区長会 会長	平 岡 政 子	平 岡 政 子
	3号 地域団体関係	富谷市シルバー人材センター 理事長	鈴 木 康 夫	鈴 木 康 夫
	3号 地域団体関係	富谷市健康推進員会 会長	大 泉 加 津 江	大 泉 加 津 江
	3号 地域団体関係	ひより台一丁目ゆとりすとサロン 代表	内 ヶ 崎 清 子	内 ヶ 崎 清 子
	3号 地域団体関係	Naritaマルシェ 代表	増 田 恵 美 子	増 田 恵 美 子
	3号 地域団体関係	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	湊 加 津 江	信 山 澄 重
	4号 公募市民		木 幡 博 人	木 幡 博 人
	4号 公募市民		平 田 千 早 子	平 田 千 早 子

4 富谷市地域福祉計画推進本部会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市地域福祉計画推進協議会条例（平成31年富谷市条例第4号）に規定する富谷市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び変更等にあたり、庁内調整等を図るための富谷市地域福祉計画推進本部会議（以下「本部会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関する庁内調整
- (2) 福祉計画の推進に関する庁内調整
- (3) その他福祉計画に関して必要と認められる事項

(委員)

第3条 本部会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には副市長、副本部長には企画部長の職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会議を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部会議は、本部員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 本部長は、本部会議の審議の必要がないと認めるものについては、部員の回議をもって本部会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員を本部会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、保健福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部会議を経て、本部長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

富谷市地域福祉計画推進本部会議

区 分	職
本部長	副市長
副本部長	企画部長
本部会員	(企 画 部) 企画政策課長, 交通政策推進室長 (総 務 部) 防災安全課長, 市民協働課長 (市民生活部) 生活環境課長 (経済産業部) 産業観光課長 (保健福祉部) 地域福祉課長, 子育て支援課長, 健康推進課長 (建 設 部) 都市整備課長, 都市計画課長 (教育委員会) 学校教育課長, 生涯学習課長

5 富谷市地域福祉計画検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市地域福祉計画推進協議会条例（平成31年富谷市第4号）に規定する富谷市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び変更等にあたり、調査研究等を行うための富谷市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福祉計画の方向性の決定
- (2) 福祉計画の策定及び変更にかかる調査研究に関すること。
- (3) 福祉計画の骨子案、素案の立案に関すること。
- (4) その他福祉計画の推進に関すること。

(委員)

第3条 検討委員会は、保健福祉部の部長、課長の職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長には保健福祉部長、副委員長には地域福祉課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員会会議を経て、委員長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

富谷市地域福祉計画検討委員会

区 分	職
委員長	保健福祉部長
副委員長	地域福祉課長
委 員	健康推進課長 子育て支援課長 保健福祉総合支援センター所長 子育て支援センター所長

6 策定経過

(1) 令和元年度

年月日	内容	備考
令和元年 7月17日	第1回富谷市地域福祉計画検討委員会	・富谷市地域福祉計画の概要について ・計画策定に向けた各種調査について
8月7日	第1回富谷市地域福祉計画推進本部会議	
9月6日	第1回富谷市地域福祉計画推進協議会	
10月19日～11月5日	市民アンケート調査	
11月17日～12月2日	団体アンケート調査	
令和2年 1月29日	地区懇談会	富谷市役所で実施
1月31日		富ヶ丘公民館で実施
2月2日		東向陽台公民館で実施

(2) 令和2年度

年月日	内容	備考
令和2年 8月20日	第1回富谷市地域福祉計画検討委員会	・計画策定に向けた各種調査結果について ・計画骨子案について
8月28日	第1回富谷市地域福祉計画推進本部会議	
9月24日	第1回富谷市地域福祉計画推進協議会	
11月27日	第2回富谷市地域福祉計画検討委員会	・計画素案について
12月14日	第2回富谷市地域福祉計画推進本部会議	
12月25日	第2回富谷市地域福祉計画推進協議会	
令和3年 1月8日～1月27日	パブリックコメント実施	
2月2日	第3回富谷市地域福祉計画検討委員会	・パブリックコメント結果等について ・計画案の承認について
2月12日	第3回富谷市地域福祉計画推進本部会議	
3月15日	第3回富谷市地域福祉計画推進協議会	

富谷市地域福祉計画

発行：富谷市（令和3年3月）

編集：富谷市 保健福祉部 長寿福祉課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

電話：022-358-0513 FAX：022-358-9915